

横浜市南部汚泥資源化センター
下水汚泥燃料化事業
落札者決定基準

【修正版：平成 23 年 9 月 16 日】

平成 23 年 8 月 2 日

横浜市環境創造局

目 次

第1	落札者決定基準の位置付け	1
第2	総則	1
第3	落札者の決定の手順	2
1	落札者決定までの手順概要	2
2	審査の手順	3
第4	総合評価点の内容	5
1	総合評価点の得点化方式	5
2	性能点の得点化方法	5
3	価格点の得点化方法	5

第1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準は、横浜市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に規定に基づき、平成23年6月20日に特定事業として選定した「横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2 総則

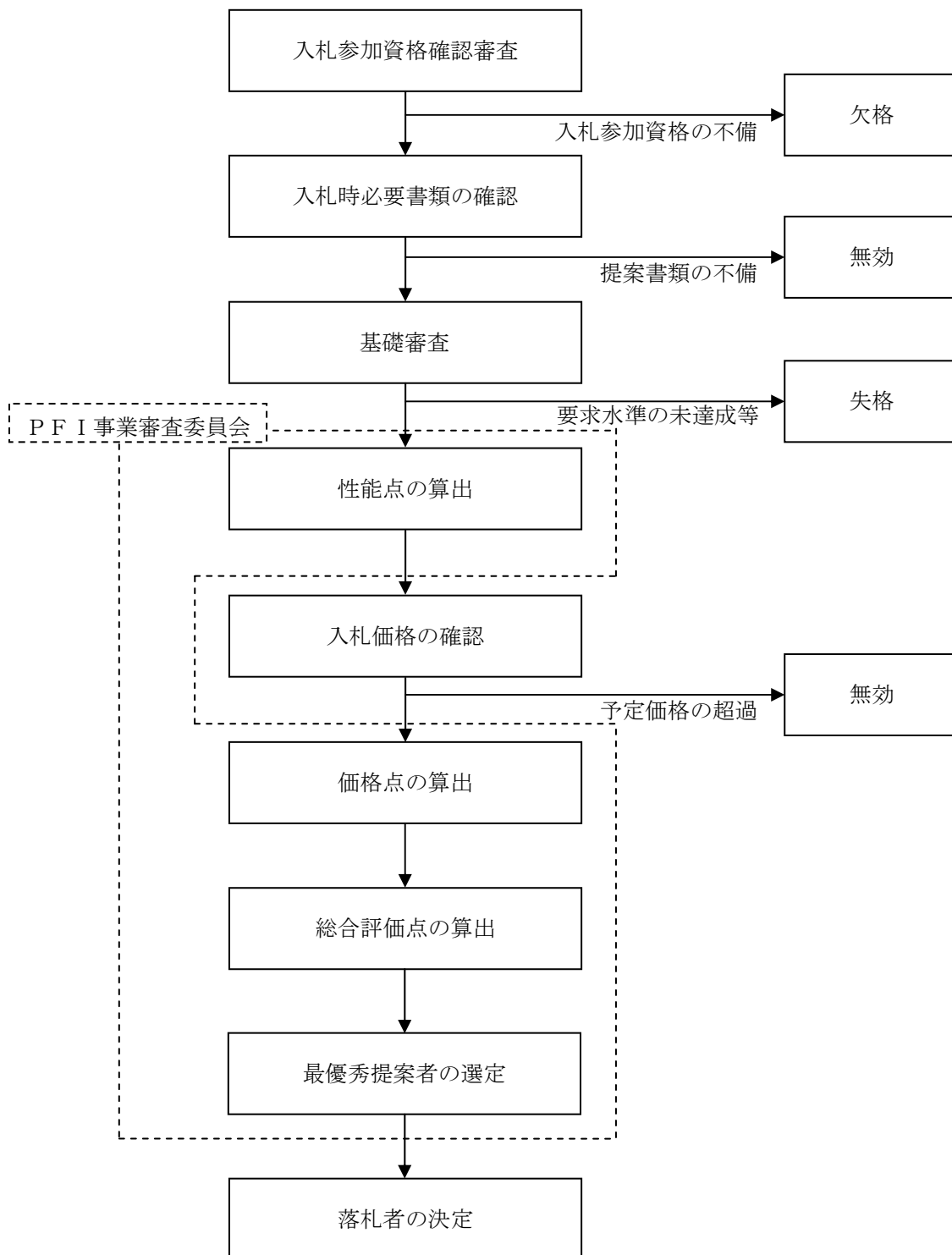
本事業を実施する選定事業者には本施設の設計、建設及び管理運営に関する技術やノウハウが求められるため、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、設計、建設、管理運営、事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

最優秀提案の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため設置している横浜市PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

第3 落札者の決定の手順

1 落札者決定までの手順概要

落札者決定までの審査の流れは、次のとおりである。



2 審査の手順

審査は入札参加資格確認審査、入札時必要書類の確認、提案書審査及び入札価格の確認に分けて実施する。各審査の内容は次のとおりである。

(1) 入札参加資格確認審査

ア 入札参加資格確認書類の確認

市は、入札参加者に求めた入札参加資格確認書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は欠格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

イ 入札参加資格確認審査

市は、入札参加者から入札参加資格確認申請書と同時に提出される入札参加資格確認書類をもとに、入札参加者が入札公告時に示した参加資格を具備しているか確認する。

参加資格を確認できない場合は欠格とする。

(2) 入札時必要書類の確認

市は、入札参加者に求めた必要書類（入札書類及び提案書類）がすべて揃っていることを確認する。

書類不備の場合は無効とする。

(3) 基礎審査

市は、当該入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、入札説明書等に記載された要件を満たしていること及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認する。

これらの要件又は水準を明らかに満たしていないと判断された場合は、その入札参加者は失格とする。

(4) 性能点の算出

基礎審査において、要件を満たしていると認められた入札参加者の提案のうち性能について、審査委員会において評価を行う。

この性能の評価においては、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容を、別紙1に示す審査項目ごとの視点から審査を行い、審査項目ごとに得点を「性能点」として付与する。

(5) 入札価格の確認

市は、入札参加者が提出する入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。

予定価格を超える場合は無効とする。

(6) 価格点の算出

審査委員会は、入札価格に基づき算出される得点を「価格点」として付与する。

(7) 総合評価点の算出

審査委員会は、各入札参加者の性能点及び価格点の合計点数を「総合評価点」として算出する。

(8) 最優秀提案者の選定

審査委員会は、各入札参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者を選定する。

なお、総合評価点の最も高い提案を提出した者が2者以上ある場合、入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

(9) 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果をもとに、落札者を決定する。

第4 総合評価点の内容

1 総合評価点の得点化方式

以下の算定式により得点を付与する。なお、各配点は市が本事業において期待する事項の必要性及び重要性を勘案して設定している。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点 (200 点満点)} + \text{価格点 (100 点満点)}$$

2 性能点の得点化方法

性能点は、入札参加者からの提案事項に関して、別紙1に示す評価項目ごとに評価を行って算出した評価点の合計とする。評価の方法は以下のとおりである。なお、評価点は、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで算出する。

(1) 定量的な評価が可能な項目

以下の算定式により評価点を算出する。

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{提案値} / \text{各提案の最大値}$$

(2) 定量的な評価ができない項目

評価の視点に基づき、次の5段階の評価を行い、評価点を算出する。

評価ランク	判断基準	評価点の算出方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	要求水準の規定どおり	配点×0.00

3 価格点の得点化方法

以下の算定式により得点を付与する。なお、得点は、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最も低い評価価格} \div \text{各入札参加者の評価価格}) \times \text{価格点の配点 (100 点)}$$

※評価価格は、入札書（様式 4-1）の「設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に係る対価」から「燃料化物の購入対価」を控除したものとする。

No	事項	大項目	中項目	小項目	評価内容	配点	評価の視点	主な関係様式
(1) 定量的な評価が可能な項目								
1	事業計画に関する事項	執行計画	地域貢献	地域の環境負荷軽減	横浜市地球温暖化対策実行計画についての取り組みを評価する。	20	・横浜市地球温暖化対策実行計画への取り組みとして、市内での温室効果ガスの削減量を評価する。 評価点 = 配点 × 提案値 / 各提案の最大値	様式6-20
小計①						20		
(2) 定量的な評価ができない項目								
2	事業計画に関する事項	執行計画	事業実施体制	マネジメント体制	本事業を実施するにあたっての適切なマネジメント体制について評価する。	6	・本事業の目的や業務の特徴等を理解したマネジメント体制(指揮命令系統・責任分担)が計画されているか。	様式6-4
3				代表企業、構成員及び協力会社の実績等	設計業務、建設業務、管理運営業務(燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。)を実施する体制について評価する。	6	・設計業務、建設業務、管理運営業務(燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。)を実施する企業が、豊富な実績や経験を有しているか。 ・管理運営業務に配置する人員数や勤務体制が、本事業の円滑な実施が期待できるものか。	様式6-4
4				燃料化物の有効利用業務にあたる者の確実性	燃料化物の有効利用業務を実施する体制について評価する。	10	・燃料化物の有効利用業務にあたる者の経営面が安定しているか。 ・燃料化物の有効利用業務にあたる者の本事業に対する取り組み方針について長期安定性(複数の有効利用先に関する提案を除く)が期待できるか。	様式6-5
5			モニタリング	業務水準の維持・向上やリスク管理に資するセルフモニタリング等について評価する。	10	・選定事業者が実施するセルフモニタリングの内容が、評価できるものか。 ・選定事業者から業務を受託する企業が実施するセルフモニタリング等の内容が、評価できるものか。	様式6-6	
6			リスク管理	各業務の履行に係るリスクに対する対応方針について評価する。	10	・本事業の実施に関わるリスクが適切に認識されているか。 ・リスクの顕在化を防止する体制と、顕在化した場合の対応方針が適切な計画と認められるか。 ・リスクの顕在化時においても、市の業務に対する影響が最小限に抑えられるか。	様式6-7	
7			地域貢献	地域の活性化	本事業の実施を通じた地域への貢献や地域経済の活性化について評価する。	10	・地域への貢献や地域経済の活性化に関する提案がなされているか。	様式6-8
8		財務計画	資金調達計画	資金調達計画に現実性があり、資金調達の可能性が高い内容について評価する。	7	・金融市場の状況や事業規模に照らし合わせて、資金調達の構成、資金調達の条件が妥当な内容・水準で提案されていて、計画通りの資金調達の可能性が高いと認められるか。	様式6-9	
9			事業収支計画	本事業を安定的に実施する観点から見た事業者の損益計算書及び資金収支計画について評価する。	7	・事業条件との整合した内容となっているか。 ・資金面から事業を安定的かつ継続的に実施する工夫があるか。 ・損益状況(単年度損益、累積損益)、資金収支状況(単年度収支、累積資金収支)が適当な範囲と考えられるか。 ・各種指標(DSCR、LLCR、EIRR、PIRR)の水準が適当な範囲と考えられるか。	様式6-10	
10		設計及び建設に関する事項	解体・撤去計画		解体撤去対象外の配管・設備の養生を含めた解体撤去計画について評価する。	5	・他施設等の管理運営に留意した撤去・解体の方法がとられているか。 ・リサイクルに配慮した撤去・処分の方法がとられているか。	様式6-11
11			建設計画	安定的な運転		汚泥性状変動や複数の水再生センター等の汚泥を受け入れることを踏まえたシステム全体に対する、安定的な運転をするための工夫を評価する。	16	・性能が担保された設備構成で、かつ効率的な配置計画がなされているか。 ・定常及び非定常時の安全性(フェールセーフ機能、異常温度、粉塵爆発等)に万全を期しているか。 ・災害発生時又は停電発生時等の非常時における安全対策が十分考慮されているか。 ・騒音、振動、脱水汚泥の飛散及び臭気拡散に対して対策が講じられているか。 ・管理運営に配慮した動線やスペースの確保がなされているか。 ・安全性、耐震性、機能性に配慮された構造計画方針であるか。 ・汚泥性状又は供給量の変動においても安定的に対応が可能か。
12	大規模修繕に対する配慮			大規模修繕を要しない工夫について評価する。	6	・管理運営期間中及び事業終了後1年以内に、大規模修繕を要しない工夫がなされているか。	様式6-12	
13	省エネルギー対策			省エネルギー対策について評価する。	4	・効果的な省エネルギー対策を行っているか。	様式6-12	
14	工事事務物の性能、機能		施設の施工実績等		事業者が今回選定した燃料化方式を用いた施設の施工実績等について評価する。	10	・選定する燃料化方式を用いた施設に豊富な実績(稼働実績(1年以上)、施工実績(稼働前を含む。))があるか。 ・選定する燃料化方式に第三者機関からの技術認証があるか。	様式6-13
15			受入・製造能力	計画年間処理量(年間受入能力)	計画年間処理量を確実に処理するための施設能力等を評価する。	6	・計画年間処理量を確実に処理するための工夫があるか。 ・機器等が故障した場合にリスクを分散するための工夫があるか。	様式6-14
16			環境維持	環境への配慮	環境負荷削減に対する努力について評価する。	6	・燃料化施設から排出される環境負荷項目(排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン、臭気等)について、自主基準値が通常の規制基準値等と比べ、より環境負荷を低減できる水準となっているか。 ・その他の環境に関する項目について、環境負荷を低減できる工夫があるか。	様式6-18
17			施工計画		効率的な工程で無理のない工期を確保しているかなど、提案する施設の建設が円滑に実施されるか評価する。	5	・設計及び建設(必要な許認可取得、市との協議、試運転を含む)業務全般について、施設供用開始時期を踏まえた計画がなされているか。 ・安全管理、現場管理及び品質管理についての工夫がなされているか。	様式6-19
18			環境負荷の軽減	施設の早期稼働		施設の建設期間の短縮について評価する。	2	・本施設の稼働を平成28年4月よりも、どの程度早められるか(最大9か月)。
19	周辺環境への配慮			建設期間中の周辺環境への配慮を評価する。	2	・建設期間中に周辺環境へ配慮(低公害型、低騒音型建設機械の採用等)しているか。	様式6-19	
20	建設副産物の扱い			建設副産物のリサイクルへの取り組みについて評価する。	3	・建設副産物のリサイクルへの取り組みがなされているか。	様式6-21	
21	管理運営に関する事項	通常時の体制		管理運営が円滑に行われるか、以下の体制について評価する。 運転管理体制 維持管理体制 連絡体制 労働安全衛生管理体制	14	・管理運営に関する基本方針が本事業の内容や施設をよく理解したものであるか。 ・関わる各企業の役割分担及び関係等が示されているか。 ・資格者の適正な配置がなされているか。 ・管理運営が円滑に行われる工夫がなされているか。	様式6-22	
22		管理運営体制	緊急事態発生時の体制		燃料化施設における緊急事態発生時の体制と対応について評価する。	6	・緊急連絡体制に関する工夫がなされているか。 ・緊急故障時の対応方法等の危機管理に関する工夫がなされているか。 ・故障を未然に防ぐための維持管理方法に関する工夫がなされているか。	様式6-22
23			有効利用業務における危機管理		燃料化物の有効利用先における緊急事態発生時の体制と対応について評価する。	8	・有効利用先が複数の事業所で分散して存在し、1つの事業所において緊急事態が発生した際にバックアップできる体制があるか。 ・有効利用先の事業所において、複数の有効利用施設があり、1つの有効利用施設において緊急事態が発生した際にバックアップできる体制があるか。	様式6-5
24		施設維持計画	保全・保守点検・修繕計画		管理運営業務(安全管理、保守点検及び修繕業務)に対する基本方針とそれに基づく実施計画について評価する。	10	・安全管理、保守点検、修繕の各業務について、基本方針、実施計画、実施頻度等の工夫がなされているか。 ・安全管理、保守点検、修繕の各業務の中で、維持管理期間中に大規模修繕を要しないための工夫がなされているか。	様式6-23
25		安全対策	燃料化物の安全管理		貯蔵時等における燃料化物の安全管理計画を評価する。	4	・予防に対する工夫(考え方、点検の方法、頻度)がなされているか。 ・発熱等の異常発生時に対する工夫(考え方、点検の方法、頻度)がなされているか。 ・設備上の安全対策の工夫がなされているか。 ・その他燃料化物の安全管理に関する工夫がなされているか。	様式6-24
26		環境負荷の軽減	環境維持	環境への配慮	燃料化物の有効利用を行う事業所における環境負荷削減に対する努力について評価する。	3	・排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん等について、自主基準値が通常の規制基準値等と比べ、より環境負荷を低減できる水準となっているか。 ・その他の環境に関する項目について、環境負荷を低減できる工夫があるか。	様式6-5
27			環境保全	副産物の減量	副産物の減量化に対する取り組みについて評価する。	2	・副産物の減量化に対する具体的な工夫があるか。	様式6-25
28		市民対応	事業PR	見学者への対応	見学者への案内及び説明方法等の事業PR方法について評価する。	2	・見学者の視線に立った分かりやすい案内及び説明方法等の具体的な工夫があるか。	様式6-26
小計②						180		
合計(小計①+小計②)						200		